

千葉市新港学校給食センター一次期事業手法検討調査業務委託 仕様書

1 件名

千葉市新港学校給食センター一次期事業手法検討調査業務委託

2 業務の目的

千葉市新港学校給食センター（以下、「新港給食センター」という。）は、PFI 特定事業契約を締結した民間事業者による建設・運営が行われており、当該事業期間が令和 7 年 9 月末に満了することから、現 PFI 事業期間終了後の最適な事業手法を検討する必要がある。

本業務は、新港給食センターにおける令和 7 年 10 月以降の事業実施にあたり、施設機能や運営等について、より効率的かつ効果的で質の高い公共サービスを提供できるよう、運営等における民間ノウハウを活用する手法等を調査・検討し、最適かつ実現可能性の高い事業手法を導くことを目的とする。

3 施設概要

項目	内容
名称	千葉市新港学校給食センター
所在地	千葉市美浜区新港 62
維持管理・運営期間	平成 22 年 10 月～令和 7 年 9 月末まで
最大供給食数/日	10,000 食/日
配送校	20 校
施設所有権	PFI 事業期間満了後、千葉市に移転する予定

3 委託期間

契約締結日から令和 5 年 3 月 31 日まで

4 業務内容

主として以下の項目について、調査検討・整理を行い、その結果を、報告書を作成して発注者へ報告すること。

（１）現在の PFI 事業の整理・評価

ア 契約内容の履行状況の確認

既存のモニタリング結果報告書等により、事業契約書、要求水準書及び事業者提案書等による契約内容が適切に履行されているか確認を行う。その際、モニタリング方法についての評価もあわせて行うこと。なお、報告書等の確認・整理は市で行うが、市の求めに応じて整理にあたっての必要な内容、集約方法について助言を行うこと。

イ SPC の経営状況の確認

事業期間中の SPC の決算報告書等により、最終的な収支の見込み額を算出し、経営状態及び事業遂行に問題がなかったか確認を行う。その際は、契約時には想定していなかった費用の発生や物価変動の影響も考慮すること。

ウ VFM の確認

契約時に期待された VFM が達成されたかどうかについて、確認を行う。確認にあたっては、契約時の PSC（市が自ら事業を行う場合の市の負担額）に必要な応じて補正を加えること。

エ PFI 手法を導入した当初決定に係る妥当性の確認

上記ア～ウを踏まえ、現在の PFI 事業の実施内容を総括し、PFI 事業を導入したことに対する妥当性及び PFI 事業を導入したことによる効果を検証する。

※これらの確認には必要な SPC の情報及び資料については、市は SPC から入手し、受注者に提供する。

（２） 前提条件の整理

ア SPC 側からの課題等の確認

当該 PFI 事業を実施している事業者目線での PFI 事業のメリット・デメリット及び課題や改善点、今後必要となる修繕等についての意見を聴取し、整理するために市が SPC に対して書面で行うヒアリングについて、ヒアリングシートの作成、回答内容の整理等について助言を行う。

イ 今後の必要食数及び施設規模の検討・整理

市が提供する他の市内学校給食センターの状況及び今後の児童・生徒数の推移を踏まえ、各学校給食センターにおける必要食数及び施設規模を試算する。なお、試算にあたり、自校調理方式の小学校大規模改造工事に伴う給食停止期間において、新港学校給食センター及び他の市内学校給食センターから工事対象校へ給食を提供することを前提とすること。

ウ 施設の維持管理状況の確認及び今後の改修や修繕についての検討

事業期間中の施設及び設備の修繕・更新等について、時期、内容、価格等を整理し、今後の改修・修繕計画を検討する。なお、本業務とは別に、施設及び設備の劣化状況の把握をするための調査を委託発注する予定である。（令和 5 年度実施予定）

エ 法制度上の課題等の整理

今後の事業スキームを検討するにあたり、想定される法制度上の課題や、支援措置等について整理する。

（３） 事業スキームの構築

ア 想定される手法の抽出、整理

PFI、包括的民間委託、売却、直営等の手法を抽出し、整理する。

イ 事業範囲の検討

事業スキームを実施するにあたり、施設の改修業務の分担や、維持管理・運營業務に関して前提条件を踏まえた上で、官民の適切な業務分担について検討する。

ウ 事業期間の検討

施設の大規模修繕や、施設の耐用年数、市場の動向、他の市内学校給食センターの稼働状況等を踏まえた上で、事業実施における適切な事業期間について検討する。

エ 千葉市と民間事業者とのリスク分担の検討

事業実施において想定されるリスクを整理し、官民の適切なリスク分担について検討する。

オ 事業スケジュールの作成

事業実施にあたって、今後の改修や修繕に関する計画を踏まえた上で、適切な事業スケジュールについて検討する。

カ 修繕業務にかかる支払方法の検討

施設の大規模修繕の実施を踏まえ、修繕業務に関する対価の適切な支払方法について検討する。

(4) 市場調査

ア 民間事業者の参入意欲、意見・要望の調査

上記(1)～(3)の検討結果を基に事業を実施した場合に対する民間事業者の参入意欲、事業範囲・リスク分担等の妥当性についての意見・要望等について市が書面で行う調査に関して、調査対象者選定、設定する調査項目、回答内容の整理等の助言を行う。

イ アの調査結果を受け、整理・分析の上、必要に応じて事業スキームの構築に反映させる。

(5) 事業コストの算定

ア PSC の算定

事業実施にあたり必要となる概算事業費を算定するとともに、従来方式で実施した場合の事業期間を通して必要となる総事業費を算定する。その際は、SPC からの修繕計画等既存資料を活用し算定するものとする。

イ 各手法の事業費の算定

概算事業費をもとに、想定される各手法の事業期間を通して必要となる総事業費を算定する。

ウ VFM の算定

ア及びイを現在価値に換算して公共財政負担額を比較し、VFM を算定する。

(6) 各手法の総合評価

各手法のメリット・デメリット、コスト、市場調査等を踏まえ、総合評価を行う。

なお、評価にあたっては、各手法により事業実施する場合に想定される課題を抽出し、その対応策の検討も含めて行う。

(7) その他支援業務

ア 庁内会議等に使用する資料作成等の各種支援を行う。各種会議への出席は不要とし、既存の資料の編集、資料作成に関しての市職員への助言を基本とするが、新たな資料を求める場合がある。

イ 総合評価により策定された事業スキームで事業実施する際のスケジュール作成を行うとともに、今後のアドバイザー業務を委託する際に必要となる仕様書等の素案を作成する。

(8) 調査報告書の作成

上記(1)～(6)の整理・検討結果を報告書にまとめ提出すること。

ア 作成物及び数量

(ア) 中間報告書 5 部

(イ) 最終報告書 本編 5 部（簡易製本）及び概要版 5 部

なお、中間報告書、最終報告書及び資料の電子データを CD-R 又は DVD-R で 2 枚提出すること。

イ 提出期限

(ア) 中間報告書 令和 4 年 11 月末日

(イ) 最終報告書 令和 5 年 2 月末日

ウ 納品場所

作成物は、以下の場所に納品すること。

千葉市教育委員会学校教育部保健体育課 （千葉市中央区問屋町 1－3 5）

なお、成果品の所有権は、全て発注者に帰属するものとする。

5 資料の貸与

受注者は、本業務を遂行する上で必要がある場合は、発注者が所有する資料の貸与を請求することができる。発注者は、受注者から請求があり、その必要性が認められる場合には、請求のあった資料を貸与するものとする。

なお、受注者は、貸与された資料を適切に管理するとともに、業務上使用する必要がなくなったとき又は本業務が終了したときは、ただちに発注者に返還すること。

6 管理責任者及び担当技術者

- (1) 受注者は、業務上必要となる知識を有する者を管理責任者及び担当者として選任し、業務を行わせること。
- (2) 管理責任者は、民間ノウハウを活用した事業手法に係る調査について豊富な経験を有するものとし、業務全般にわたる管理を行うこと。
- (3) 受注者は、業務の進捗を図るために十分な担当者を配置すること。

ただし、弁護士、公認会計士、エンジニア等の専門家については、合理的な範囲の事務を再委託または専門家による実施とすることができる。なお、再委託する場合は、その内容及び再委託先等を明らかにした上で、事前に発注者の承諾を受けなければならない。

7 業務進捗状況等の協議、調整

本業務の管理責任者は、業務の遂行にあたり、作業方針及び進捗状況等について、市との協議、報告等を対面、文書又は電子メール等により 1 か月に 1 度を目安として定例的に行うものとする。また、市又は管理責任者の求めに応じて、随時に行うものとする。

8 留意事項

- (1) 受注者は、本業務において知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。なお、当該委託業務が終了した後も同様とする。
- (2) 受注者は、本業務で得た全ての資料・情報及び全ての作成・発信した情報を発注者の承認を得ずに他の目的に使用してはならない。
- (3) 業務完了後、受注者の過失に起因する不良箇所等が発見された場合は、発注者が必要と認

める改正、補足その他必要な作業を受注者の負担において速やかに行い、その結果を発注者に報告するものとする。

- (4) 受注者及び受注者の関連会社（親会社及び子会社を含む。）は、令和7年10月以降の新港給食センター事業における応募資格を有しないものとする。
- (5) 仕様書に記載されていない事項であっても、本委託の性質上必要と思われるものは、受注者の責任において調査・検討を行い、完備すること。
- (6) その他、この仕様書に定めのない事項は、発注者及び受注者双方の協議により決定するものとする。